

令和4年4月4日

関係者各位

門司税関監視部

ロシア連邦等への輸出禁止貨物等に関する情報提供依頼について

平素より税関の社会悪物品等に対する取り組みについて、深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、ウクライナを巡る国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、

- ①「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との輸出入禁止、
 - ②ロシア連邦、ベラルーシ共和国への国際輸出管理レジームの対象品目及び軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出禁止、
 - ③ロシア連邦、ベラルーシ共和国の特定団体として指定された団体への輸出等の禁止、
 - ④ロシア連邦を仕向地とする奢侈品の輸出の禁止措置、
- が実施されています（④の措置は令和4年4月5日施行）。

つきましては、保管中の貨物が上記に該当するおそれがある場合は税関まで情報提供をお願いします。

【参考】

上記④における輸出禁止の対象となる奢侈品は以下の通りです。

酒類、たばこ製品、香水類、化粧品、革製品、毛皮、衣類、履物、帽子、絨毯、宝飾品、陶磁製品、ガラス製品、ダイビング用機器、乗用車、バイク、ノートパソコン、時計（貴金属を使用したもの）、グランドピアノ、美術品、骨とう品等

奢侈品の詳細：

経済産業省 HP→対ロシア制裁関連→【参考】ロシア向け奢侈品輸出禁止措置

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20220329_shashihin.pdf

その他、輸出禁止の対象品目や、ロシア連邦、ベラルーシ共和国の特定団体として指定された団体について、詳細や最新の状況は、経済産業省の対ロシア等制裁関連のホームページをご参照ください。

経済産業省 HP：対ロシア制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html